# いざという時に備えて/

# 平常時から地域で活用できる 「避難行動要支援者登録制度」

をご存じですか?

三豊市では、災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)を登録\*\*1し、お住まいの地域への情報提供に同意いただいた方を登載した「避難行動要支援者登録リスト」を作成しています。登録リストは、支援を必要とする方の把握、日頃からの声掛けや見守り活動、災害時の安否確認等に役立てます。なお、登録を希望される方には一人ひとりを支援するための計画(個別支援計画)\*\*2を提出していただきます。

「避難行動要支援者登録リスト」は行政で保管し、災害発生時には避難 所等に提供できる体制を整えているほか、登録している内容を、**避難 支援等関係者**(民生委員児童委員や自治会長、警察、消防、社会福祉協 議会、自主防災組織など)に提供しています。

自身の備えと地域の皆さんの協力によって成り立つ制度です。積極的にコミュニケーションをとり、日ごろから<mark>地域の皆さんと顔の見える関係づくり</mark>を心掛けていただくことが、いざというときの安心につながります。

なお、災害時には、避難支援を行う方やそのご家族の安全が確保され たうえで、可能な範囲で支援を行います。

※支援を行う方も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。また、避難支援等関係者が法的責任や義務を負うものではありません。

「避難行動要支援者登録 制度」ってどんなもの?



## 市内にお住まいで次のいずれかの方が対象となります。 (施設入居者は除く。)

- ①要介護3~5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級または2級の方
- ③療育手帳AまたはAの方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤75歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯の方
- ⑥上記に準ずる状態で、登録を希望する方

新たに対象となった方には、

『三豊市避難行動要支援者登録(変更)申請書<sup>※1</sup>兼個別支援計画<sup>※2</sup>』(以下、申請書)を 市からお送りします。意思確認のため、<u>登録の希望の有無にかかわらず</u>、提出をお願いします。 本人の意思にもとづく代理申請も可能です。

どんな人が 対象者になるの?



- ② どんな内容が登載されるの?
- A 住所、氏名、性別、生年月日、身体の状態(介護度や障害支援区分) や暮らしの 状態(独居等)のほか、同意のもと申請書にご記入いただいた情報(緊急時の 連絡先や避難場所など)が登載されます。

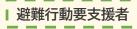


- どんなところに情報提供されるの?
- A 民生委員児童委員、自治会長、警察、消防、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者となる団体に提供します。提供を希望しない方はその旨を申請書にご記入ください。
- 提供した個人情報の取り扱いは?
- A 避難支援等関係者は、登録リストに記載された個人情報及び支援することにより知り 得た個人の情報を漏らしてはなりません。支援をする役割を離れた際も同様とします。



○ 地域支援者が見つからない!

- A 地域支援者とは、災害時に必要な情報を伝えたり、避難を促したりしてくれる**近くに住む方など**のことです。見つからない場合でも申請はできますが、「まずは〇〇に集合する」など、いざという時に備えて自治会内などで話し合ってみましょう。
- ② 登録内容の修正・変更がしたい
- ↑ 市福祉課にご連絡ください。代理の方が申し出る場合、必ず本人の了承を得てください。 登録を希望していない方で、「希望する」に変更したい場合も市福祉課にご連絡ください。





⑤日頃の見守り活動 災害時の避難支援 個別支援計画の見直し等

### ①対象者に申請書を送付

②意思表示(登録を希望する・しない) (情報提供に同意・不同意)



③登録リスト作成



#### ④登録リストの共有

避難支援等関係者

※災害時には人命の保護を最優先するため、情報提供に 不同意の方でも情報を提供します。

※本人同意のもと、市に情報提供をお願いします。







市ホームページでも申請書を ダウンロードできます!



お問合せ先 三豊市 福祉課 0875-73-3015